

県独自の「緊急事態宣言」の 発令について

資料2

1 基本的考え方

本県の状況は、歴史的な危機に直面。

地域医療を守り、県民の暮らしを守るため、県民が心を一つに最大限の感染防止に取り組む必要がある。

2 発令日

1月7日

レベル3(感染拡大緊急警報)

⇒レベル4(緊急事態宣言)へ

3 行動要請等の期間

原則として令和3年1月9日～1月22日

※終期は、1月22日までの感染状況を見極めて判断

「緊急事態宣言」の発令に伴う行動要請等

(1) 主な行動要請(案)

- ① 原則、外出自粛要請 ※特に午後8時以降の外出自粛など
(可能な限り人との接触機会を減らす努力を要請)
- ② 原則、県外との往来自粛
- ③ イベントの中止・延期
- ④ 会食は4人以下、2時間以内
- ⑤ テレワーク、時差出勤の推奨
- ⑥ 高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設や医療機関の
従事者に対し、会食等はできる限り身近な人に限るよう留意

(2) 酒類提供飲食店等に対する営業時間短縮要請

(要請期間) 1月9日～1月22日

※スキームは、宮崎市・都城市・三股町と同様

(要請内容) 午前5時～午後8時の営業(酒類提供は午後7時まで)

(協力金額) 28万円:店舗単位

(財源等) 国8割:県1割:市町村1割 ※事務費は全額県負担

(3) その他

今後の県内経済への影響も見極めながら、経済活動を回復していくための対策について検討。